

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、翌日)

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 目次

◇条 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第二十二号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の選挙長及び選挙分会長の項中「一、二〇〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同表の選挙立会人の項中「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に改める。